

【大分県】省エネ設備導入支援補助金ははじめます！

エネルギー価格高騰下においても安定的にサービスを提供できる体制を構築するため、社会福祉施設や医療機関、私立学校等が実施する省エネルギー設備の導入を支援します。

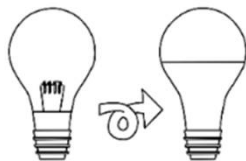
令和8年8月3日(月)～申請受付開始予定

申請期間(予定):令和8年8月3日(月)～令和8年8月31日(月)必着

補助内容:電気代等の削減につながる以下設備の導入を支援



工事費も対象OK！



○LED照明



○エアコン



○給湯設備 (ヒートポンプ等)

エアコン、給湯設備は省エネ基準100%以上が対象

対象施設:対象施設の詳細は裏面をご確認ください

幼児教育・保育施設、高齢者福祉施設、障害福祉施設、医療機関、私立学校等

※令和9年2月19日(金)までに設備の導入及び業者への支払いが完了したうえで、県に対する実績報告書の提出が完了する申請に限る

注意

※機器の納品や県への報告が間に合わない場合、補助を受けることができませんので、早めのご準備をお願いします。



【補助金額】

設備の導入に要した経費 × 3 / 4 (賃上げ枠※2 4 / 5)

【補助上限】

A区分※1 (定員数等 1～29人)	1施設あたり	90万円
	(賃上げ枠※2 1施設あたり)	100万円
B区分※1 (定員数等 30人～49人)	1施設あたり	150万円
	(賃上げ枠※2 1施設あたり)	160万円
C区分※1 (定員数等 50人～)	1施設あたり	240万円
	(賃上げ枠※2 1施設あたり)	260万円

※1…区分は施設種類又は基準日(令和8年4月1日)の定員数、実員数により判定する(施設種類ごとの補助上限額は裏面をご確認ください)

※2…県への実績報告前の直近1か月分の給与・賃金等の総支給額が、申請前の直近1か月分の総支給額と比較して1.5%以上増加していることを要件とする。別途、処遇改善加算等の賃上げによる公定価格の加算措置を受けている事業者については、当該加算措置分による賃上げ分を控除した金額との比較で1.5%以上増加していることを要件とする

対象施設の詳細

分野	施設区分	補助上限額
こども	保育所、認定こども園、施設型給付幼稚園、 小規模保育事業者、事業所内保育事業者、病児保育施設、 児童養護施設、ファミリーホーム、児童心理治療施設、 児童自立生活援助事業所、乳児院、母子生活支援施設、 放課後児童クラブ	90～260万円 ※定員数により A～C区分を判定
	認可外保育施設、私学助成幼稚園	90～260万円 ※実員数により A～C区分を判定
	地域子育て支援拠点	90～100万円
高齢 障がい	入所系サービス(介護サービス事業所、軽費老人ホーム、 養護老人ホーム、障害福祉サービス施設・事業所、 福祉ホーム) 通所系サービス(介護サービス事業所、 障害福祉サービス施設・事業所、地域生活支援事業所)	90～260万円 ※定員数により A～C区分を判定
	訪問系サービス(介護サービス事業所、 障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、 相談支援サービス事業所)	90～100万円
医療	病院	240～260万円
	有床診療所	150～160万円
	無床診療所(歯科含む)、薬局、施術所(鍼灸マッサージ・ 柔道整復)、助産所	90～100万円
私立 学校	私立小学校、私立中学校、私立高校、私立専修学校 私立大学、私立短期大学 各種学校(指定施設(准看、調理、製菓)、 学校法人(公務員、日本語))	90～260万円 ※実員数により A～C区分を判定
その他	救護施設、授産施設	90～260万円 ※定員数により A～C区分を判定
	こども食堂(「おおいたこども食堂ネットワーク」に登録している団体に限る)	90～100万円

必要書類

※令和8年4月1日以降に開設した施設、申請時において休止・廃止している施設は対象外

- ・見積書（**2者以上の見積書**）
- ・通帳（口座名義、銀行名、支店名、預金種類、口座番号が確認できるページ）
【導入設備がエアコン、給湯設備の場合】
- ・省エネ基準達成率100%以上であることが確認できる書類（カタログ、取扱説明書等）
【認可外保育施設、私学助成幼稚園、私立学校の場合】
- ・実員数が確認できる書類（園児や児童、生徒の名簿等）

その他

申請方法等の詳細については、7月下旬を目途に県HPにて公開予定です